



あらゆる手口による

架空請求にご注意！

支払う前に相談を！！の巻

◆問合先 市役所商工振興課 ☎44-3312

突然身に覚えのない請求が・・・

全く利用していない出会い系サイト・アダルトサイトなどの有料サイトの利用料金や、借りていない借金の返済を突然求められるといった「架空請求」の相談が多数寄せられています。その手口はハガキや封書で届くだけでなく、電子メールで請求される場合もあります。多様な手口で迫る架空請求に対して、私たち消費者はどのように対応すればよいのでしょうか。

○ハガキによる架空請求

本市でも不審なハガキが自宅に届いたという相談が増加しています。「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」や「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」などのタイトルでハガキを送りつけ、緊急のように見せかけることで連絡させようとする手口です。

最近では、裁判所から届く「支払督促」や「少額訴訟の呼び出し状」に見せかけて送付されることもあります。

○携帯電話メールによる架空請求

「見知らぬところから、携帯電話に『有料サイトの登録料金が未納、延滞料金が発生している。放置すると身元調査をし、回収業者による回収を行う。至急連絡するように』という内容のメールが届いて困っている」といった相談も多数寄せられています。詳細を知るために連絡すると、言葉巧みに誘導され、お金を請求されるという手口です。

このようなメールは無作為に送りつけているもので、漠然と「有料サイトの登録料金を」と記載されており、具体的な内容や金額は一切書かれていないのが特徴です。

メールによる架空請求例

(株) ○○○○の△△と申します。

お客様がご使用中のPC・携帯電話より、以前登録された総合情報サイトから、退会処理がとられていないために登録料金、延滞料金が発生しており現状未払いとなっております。そのまま放置されると、お客様の身元調査並びに法定書類作成後、回収業者による料金回収となります。

(注) 調査費用、回収手数料等は利用規約に基づきましてお客様の負担となります。

「退会処理」をご希望であれば下記の連絡先へ翌営業日の午後2時までにお問い合わせください。

電話 03-xxxxx-xxxxx

営業時間 午前9時より

定休日 土曜日

(株) ○○○○担当△△までお願い致します。なお、ご連絡を頂けない場合は、手続き開始となりますのでご了承ください。

「独立行政法人」「○○管理局」などの公的機関のような名称を名乗ることが多い

何という名称のサイトに登録したのか具体的に書かれていないので、「もしかしたらあのときの…」と不安にさせる手口

期限を短く設定することで、慌てて連絡させるための手口

最近は、信用させるために固定電話の番号が記載されていることが多い

手続きを開始するといった脅し文句で至急電話をさせようとしている



架空請求の対処法

○連絡を取らず、無視すること！

架空請求業者は、メールアドレスのみ、または住所と名前など個人情報の一部を入手しているにすぎません。しかし、こちらから連絡することで、それ以上の個人情報を知らせてしまうこととなります。また、請求通り支払ってしまつと、騙しやすい人として個人情報売られ、悪質業者の標的になってしまいます。たとえ身に覚えがあつても慌てて連絡を取らず、冷静になることが重要です。

慌てて業者に連絡しないことが大切！



○脅し文句にひるまないこと！

「回収員が自宅、勤務先、親戚へ伺う」「ご連絡がない場合、明日の正午より手続き開始となる」などと書かれたハガキやメールが送られてきても応じてはいけません。こういった脅し文句は、消費者の不安をあおり、連絡させることが目的です。

○悪質な場合は警察に相談すること！

強迫的に脅され怖いと思ったときや、何度も電話をかけてくるなど迷惑行為があつた場合は、最寄りの警察署に相談してください。

○支払ってしまったら

架空請求だと気付かず、料金を支払ってしまった場合、消費生活センターに相談することはもちろん、
 ・最寄りの警察署に通報し被害届を出す
 ・支払口座のある銀行に連絡し、送金を止める
 ・再度請求があつても絶対に応じない
 ・個人情報流出により今後さまざまな勧誘が増える可能性があるのので、じゅうぶんに気をつける
 といった対応が必要です。

たとえ身に覚えがあろうとも…

まずは最寄りの消費生活センターへ連絡してください。下記の消費生活センターの電話番号を携帯電話に登録しておくことをお勧めします。皆さんの情報提供をお願いします。



少しでもヘンだなと思ったときは…

一人で悩まず相談しましょう

消費生活相談員による消費者トラブルの相談、解決のためのアドバイス、情報提供などを行っています。

市内在住のかたであれば、次のどちらの窓口も利用できます。

*相談は無料（相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します）

香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日
午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆場所 市役所1階
- ◆電話番号 ☎44-3313

広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日
午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆場所 広陵町さわやかホール
(広陵町笠161-2)
- ◆電話番号 ☎55-1001

講座 香芝消費生活相談出前講座

消費者トラブルに関する出前講座を行っています。開催日時・場所などは相談のうえ、決定しますので、まずはお電話ください。

- ◆申込・問合せ先 香芝くらしの安全安心サポーター（代表：常光） ☎76-5475

電話相談 消費者庁「消費者ホットライン」

い や や
☎188

- *土・日・祝日でもつながります。（年末年始を除く）